

三位一体改革に係る地方六団体の提案概要

児童関係の移譲対象補助金 4,475億円
(厚生労働省全体) 9,454億円

・私立保育所の運営費
2,665億円

・延長保育、休日保育、夜間保育、
一時保育等 454億円

・保育所等の施設整備費
244億円

・子育て支援対策 260億円

・売防法、DV法に基づく女性保護、
婦人相談所の運営費
26億円

・児童養護施設等の措置費
615億円

・不妊治療対策 27億円

・周産期医療ネットワーク整備、
周産期医療施設の運営費等
15億円

・児童虐待対策 106億円

・1歳6か月児・
3歳児の健康診査 14億円

・母子家庭の自立支援事業
49億円

児童手当国庫負担金、児童扶養手当給付諸費、小児慢性特定疾患治療研究費、未熟児養育負担金及び母子寡婦福祉貸付金を除いた全ての地方向け国庫補助負担金が対象とされている。

(注)金額は16年度予算額。施設整備は16年度実施計画額

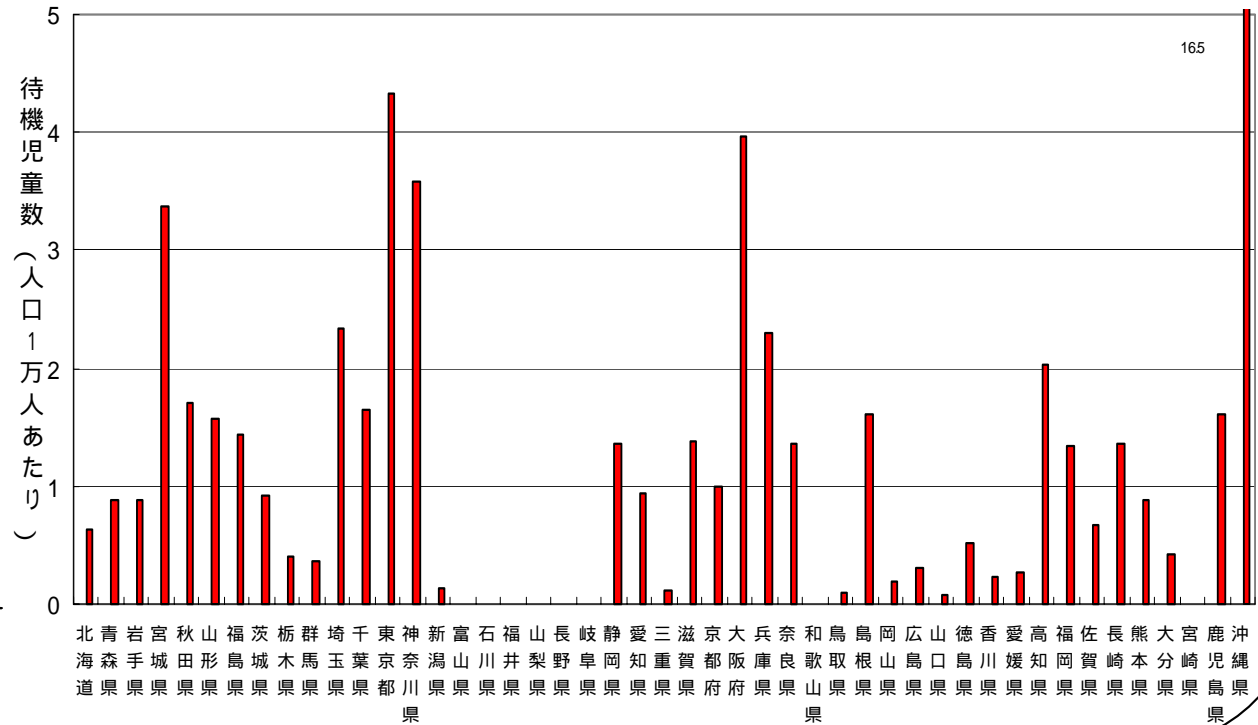
保育所の待機児童の地域格差

現状

「待機児童ゼロ作戦」に基づき、保育所、預かり保育等を活用し、受入児童数の増加（平成14年度:5.4万人 平成15年度5.8万人）を図っているが、都市部を中心として根強い保育需要が存在し、本年4月において2万4千人の待機児童が存在。地域間の偏在も大きく、全待機児童の8割が50人以上の待機児童を抱える95市町村に存在。

（参考）全待機児童に占める割合
 待機児童数上位30市町村 : 49%
 待機児童が50人以上の95市町村 : 77%

待機児童数の地域間の偏在
 （都道府県別人口1万人当たり待機児童数 16.4.1）



国の存立にも関わる少子化問題にしっかり対応していくためには...

国の基本政策として、少子化対策に強力に取り組むことが必要。
 特に保育対策は少子化対策の中核であり、待機児童の解消に向けて、国が推進する「待機児童ゼロ作戦」に基づき、引き続き国が責任を持って保育所の整備等を推進していくことが必要。

税源移譲対象国庫補助負担金(地方6団体案)(文部科学省関係)

(単位:億円)

補 助 金 名 等	平成16年度 予 算 額	備 考
義務教育費国庫負担金		
※うち、中学校教職員分	8,504	
私立高等学校等経常費助成費補助金 (うち幼稚園関係分)	997 (330)	公立文教関係の 負担金・補助金に は内閣府所管沖 縄教育振興費分 (計110億円)を含 む
公立学校施設整備費負担金	796	
公立学校等施設整備費補助金(除く、へき地集会室等)	622	
幼稚園就園奨励費補助金	181	
要保護及準要保護児童生徒援助費補助金	141	
教員研修事業費等補助金	56	
高等学校等奨学事業費補助金	45	
特殊教育就学奨励費負担金	40	
学校教育設備整備費等補助金	22	
特殊教育就学奨励費補助金	20	
地方スポーツ振興費補助金	14	
地震関係基礎調査交付金	8	
高等学校定時制及通信教育振興奨励費補助金	8	
地域先導科学技術基盤施設整備費補助金	4	
合 計	11,458	

事業の概要

保護者の所得状況に応じて、保育料等を減免する「就園奨励事業」を行う地方公共団体に対し、所要経費の一部を補助



補助金の廃止

就園奨励事業が縮小

保護者負担が増大

影

響

・幼児教育の衰退

- ・園児の8割が私立幼稚園に通園しており、保育料等が高額となれば、就園できない幼児が増加
- ・入園者が減少すれば廃園となる園が増加し、幼児の教育機会が損失

・少子化対策に逆行

- ・保護者への経済的負担が増大すれば、出産・育児へのためらいから、急速な少子化が懸念

・小学校以降の教育への多大な影響

- ・幼稚園での教育機会を失えば、小学校以降の生活や学習、感性の発達に多大な影響

幼稚園就園奨励費補助金

平成16年度予算額 181億円

事業の概要

保護者の所得状況に応じて経済的負担を軽減するとともに、公・私立幼稚園間の保護者負担の格差を是正を図ることを目的として、保育料等を減免する「就園奨励事業」を実施する地方公共団体に対して、所要経費の一部を補助する

補助内容

保育料等の平均的な補助額及び保護者負担額のイメージ

就園奨励金	保護者負担額
-------	--------

(公立幼稚園)

階層区分	年収	区分	入園料・保育料の平均 75,000円(年額)	
生活保護世帯 市町村民税非課税世帯 市町村民税所得割非課税世帯	290万円以下	第1子	20,000円	55,000円(1.0)
		第2子	42,000円	33,000円(0.6)
		第3子以降	64,000円	11,000円(0.2)

(私立幼稚園)

階層区分	年収	区分	入園料・保育料の平均 281,000円(年額)	
生活保護世帯	-	第1子	137,700円	143,000円(1.0)
		第2子	196,000円	85,000円(0.6)
		第3子以降	253,000円	28,000円(0.2)
市町村民税非課税世帯	290万円以下	第1子	104,900円	176,000円(1.0)
		第2子	176,000円	105,000円(0.6)
		第3子以降	246,000円	35,000円(0.2)
市町村民税所得割非課税世帯	360万円以下	第1子	80,400円	201,000円(1.0)
		第2子	161,000円	120,000円(0.6)
		第3子以降	241,000円	40,000円(0.2)
市町村民税所得割課税額 8,800円以下	680万円以下	第1子	56,500円	224,000円(1.0)
		第2子	147,000円	134,000円(0.6)
		第3子以降	237,000円	44,000円(0.2)

事業の流れ

